

## 日本政府に核兵器禁止条約への 署名・批准を求める意見書

被爆から75年間の願いの証ともいえる核兵器禁止条約が2021年（令和3年）1月22日に発効しました。核兵器の違法性を明記し、その全廃と世界中の核被害者（ヒバクシャ）の救済を定めた初の画期的な国際法で、批准する国は増え続けています（3月現在で54カ国）。

しかし、核保有国は条約を拒み、核軍拡の動きを強めているため、条約の実効性が疑問視されています。さらに、わが国も参加しない姿勢を変えず、国会の審議も深まりません。このままでは、私たちは原爆慰霊碑に顔向けができず、日本は世界に失望を広げ、やがて信頼を失うのでは、と恐れます。

核軍縮の流れをつくり、条約を有効に機能させるためには、どうしても核保有国を条約に引き入れなければなりません。それにはまず、国民、国会が条約に合意できる環境を早くつくって参加する国になること、そして核保有国を動かす努力をすることが唯一の戦争被爆国としての責務であると確信致します。

わが国が核軍縮と核兵器廃絶を強める主導的役割を果たすため、国会と日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名・批准することを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年6月14日

大 竹 市 議 会

（提出先）内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長